

19 高教政第 1633 号

平成 20 年 3 月 28 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」及び「公立学校非常勤教職員取扱要綱」
の一部改正について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号。以下「規則」という。）及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成 6 年 12 月 21 日付け 6 高人委第 281 号人事委員会委員長通知。以下「人委通知」という。）の一部が改正されたこと等に伴い、「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」及び「公立学校非常勤教職員取扱要綱」の特別休暇の取扱い等を下記のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行することになりました。

つきましては、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」の主な改正点（詳細は別添新旧対照表のとおり）
 - （１）規則及び人委通知の改正に伴う臨時的任用教職員に適用する特別休暇の規定の整備
 - （２）年次有給休暇について、任用期間に延長があった場合の規定の整備
- 2 「公立学校非常勤教職員取扱要綱」の主な改正点（詳細は別添新旧対照表のとおり）

規則及び人委通知の改正に伴う非常勤教職員に適用する特別休暇及び看護休暇の規定の整備
- 3 施行期日
平成 20 年 4 月 1 日
なお、施行の日前から施行の日以後まで引き続く特別休暇の期間については、なお従前の例によるものとする。